

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【公開番号】特開2019-147616(P2019-147616A)

【公開日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2019-80266(P2019-80266)

【国際特許分類】

B 6 5 D 1/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 1/02 2 1 2

B 6 5 D 1/02 2 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プラスチックボトルにおいて、

カブラと、前記カブラの下方に位置するサポートリングと、前記カブラと前記サポートリングとの間に外側に形成された凹状環状面とを有する口栓部と、

前記口栓部下方に設けられたボトル本体とを備え、

前記口栓部は、天面と、前記天面から延びる内周面とを有し、前記天面と前記内周面との接合部の稜線に断面視で直線状の面取り部を形成し、

前記直線状の面取り部の前記天面側の端部と、前記直線状の面取り部の前記内周面側の端部とに、それぞれ半径0.2mm～0.4mmのR取り部が形成され、

前記天面に対する前記面取り部の角度は、20°～60°であり、

前記面取り部の径方向の幅と前記面取り部の高さ方向の幅は、それぞれ0.15mm～0.45mmであることを特徴とするプラスチックボトル。

【請求項2】

前記カブラの直径であるカブラ径d_Aは、25mm～32mmであり、前記凹状環状面の直径d_Bは、24mm～27mmであることを特徴とする請求項1記載のプラスチックボトル。

【請求項3】

前記凹状環状面に、半径方向内方へ凹む環状溝が形成されていることを特徴とする請求項1又は2記載のプラスチックボトル。

【請求項4】

プリフォームにおいて、

カブラと、前記カブラの下方に位置するサポートリングと、前記カブラと前記サポートリングとの間に外側に形成された凹状環状面とを有する口栓部と、

前記口栓部下方に設けられたプリフォーム本体とを備え、

前記口栓部は、天面と、前記天面から延びる内周面とを有し、前記天面と前記内周面との接合部の稜線に断面視で直線状の面取り部を形成し、

前記直線状の面取り部の前記天面側の端部と、前記直線状の面取り部の前記内周面側の端部とに、それぞれ半径0.2mm～0.4mmのR取り部が形成され、

前記天面に対する前記面取り部の角度は、 $20^\circ \sim 60^\circ$ であり、
前記面取り部の径方向の幅と前記面取り部の高さ方向の幅は、それぞれ $0.15\text{mm} \sim 0.45\text{mm}$ であることを特徴とするプリフォーム。

【請求項 5】

前記カブラの直径であるカブラ径 d_A は、 $25\text{mm} \sim 32\text{mm}$ であり、前記凹状環状面の直径 d_B は、 $24\text{mm} \sim 27\text{mm}$ であることを特徴とする請求項4記載のプリフォーム。

【請求項 6】

前記凹状環状面に、半径方向内方へ凹む環状溝が形成されていることを特徴とする請求項4又は5記載のプリフォーム。